

入札公告（解体撤去工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成27年8月6日

分任支出負担行為担当官
宮崎森林管理署長 崎野健輔

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査
- (2) 工事場所 宮崎県宮崎市丸山2丁目270番1（丸山宿舎）
- (3) 工事内容
- | | | | |
|-------------------|-----|--------------------------|--|
| ①住宅建（木造又は木骨モルタル造） | 建 | 112.00 m ² ／延 | 112.00 m ² |
| ②住宅建（木造又は木骨モルタル造） | 建 | 112.00 m ² ／延 | 112.00 m ² |
| ③住宅建（ブロック造） | 建 | 131.94 m ² ／延 | 263.88 m ² |
| ④雑屋建（木造又は木骨モルタル造） | 建 | 8.00 m ² ／延 | 8.00 m ² |
| ⑤雑屋建（木造又は木骨モルタル造） | 建 | 8.00 m ² ／延 | 8.00 m ² |
| ⑥雑屋建（木造又は木骨モルタル造） | 建 | 8.00 m ² ／延 | 8.00 m ² |
| ⑦雑屋建（木造又は木骨モルタル造） | 建 | 8.00 m ² ／延 | 8.00 m ² |
| 計 | 7 棟 | 建 | 387.94 m ² ／延 519.88 m ² |

※上記の外、工作物（囲障外）及び立木竹（樹木）がある。

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成27年11月13日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者に承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 九州森林管理局における建設工事のうち「とび・土工・コンクリート工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 12 年度以降公告日の前日までに元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：建築物解体工事、施工規模、規格は問わない。

ただし、次の証明ができるものに限る

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であり、その実績が証明できるもの。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。

① 2 級建築施工管理技士、2 級土木施工管理技士又は 2 級建築施工管理技士以上の資格を有する者であること。

② 平成 12 年度以降公告日の前日までに、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- (6) 九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

- (8) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- (9) 農林水産省発注工事等から暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：平成 27 年 8 月 7 日から平成 27 年 8 月 20 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

②場所：〒 880-0844 宮崎県宮崎市柳丸町 388-5
宮崎森林管理署 総務グループ
電話：0985-29-2311

③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は FAX によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒 880-0844 宮崎県宮崎市柳丸町 388-5
宮崎森林管理署 総務グループ
電話：0985-29-2311

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成 27 年 8 月 7 日から平成 27 年 8 月 20 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

②場所：〒 880-0844 宮崎県宮崎市柳丸町 388-5
宮崎森林管理署 総務グループ
電話：0985-29-2311

③図面類は閲覧によること。

④配布資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

①電子入札システムによる入札の締め切りは、平成 27 年 9 月 11 日 11 時 00 分。

②紙入札方式により入札の締め切りは、平成 27 年 9 月 11 日 11 時 00 分とし、宮崎森林管理署会議室において入札。

③開札は、平成 27 年 9 月 11 日 11 時 10 分に、宮崎森林管理署会議室において行う。

④紙入札方式による入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行宮崎代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行宮崎代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁 宮崎森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

なお、当該工事費内訳書の提出のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札の無効

入札説明書の「13. 入札の無効」によるものとする。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任（監理）技術者の変更は認めない。

(7) 契約書作成の要否

作成を要する。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4 (1) に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒヤリング

資料の内容についてのヒヤリングは原則として行わない。なお、ヒヤリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、入札及び資料の提出等を電子入札システムにより行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年7月 林野庁）による。

(12) 本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードして下さい。
詳しくは当森林管理局のホームページ
(http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html) をご覧ください。

なお、上記ダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

(13) 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、「農林水産省発注者綱紀保持規程」（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは当森林管理局のホームページ
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>) をご覧ください。